

新潟市消防局 危険物施設の審査基準



危険物施設の設置又は変更及び各種届出について

指定数量以上の危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所を設置又は変更しようとするとき、危険物の仮使用及び仮貯蔵仮取扱をしようとするときは、次の申請先に申請手続きが必要となります。

◇ 申請先

ア 消防局規制指導課危険物係

- ・ 石油コンビナート等特定事業所の設置及び変更
- ・ 移動タンク貯蔵所以外の設置
- ・ 石油コンビナート等特定事業所の仮使用及び仮貯蔵仮取扱

イ 所轄消防署の予防課予防調査係

- ・ 移動タンク貯蔵所の設置
- ・ 石油コンビナート等特定事業所以外の危険物施設の変更
- ・ 石油コンビナート等特定事業所以外の危険物の仮使用及び仮貯蔵仮取扱
- ・ 予防規程の認可

また、危険物に関する各種届出先については次のとおりです。

- 各種届出の例
- ・ 危険物の譲渡又は引渡しの届出
 - ・ 危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出
 - ・ 製造所等の廃止の届出

◇ 届出先

ア 消防局規制指導課危険物係

- ・ 石油コンビナート等特定事業所
(ただし、保安統括管理者、保安監督者の届出は除く。)

イ 所轄消防署の予防課予防調査係

- ・ 石油コンビナート等特定事業所以外
(石油コンビナート等特定事業所の保安統括管理者、保安監督者の届出を含む。)

<お問い合わせ先>

消 防 局	規制指導課危険物係	電話	025-288-3240
北 消 防 署	予防課予防調査係	電話	025-387-0119
東 消 防 署	予防課予防調査係	電話	025-275-9111
中央消防署	予防課予防調査係	電話	025-288-3119
江南消防署	予防課予防調査係	電話	025-381-2327
秋葉消防署	予防課予防調査係	電話	0250-22-0175
南 消 防 署	予防課予防調査係	電話	025-372-0119
西 消 防 署	予防課予防調査係	電話	025-262-2119
西蒲消防署	予防課予防調査係	電話	0256-72-3309

● 用語の略称・用例

法	…	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
令・施行令	…	消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）
規則・施行規則	…	消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）
危令	…	危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
危則	…	危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）
危告示	…	危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年五月一日自治省告示第九十九号）
石コン法	…	石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年十二月十七日法律第八十四号）
石コン施行令	…	石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和三十五年五月三十一日政令第百二十九号）
石コン省令	…	石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和 51 年自治省令第 17 号）
条例	…	新潟市火災予防条例（昭和 37 年条例第 12 号）
条例規則	…	新潟市火災予防条例施行規則（昭和 37 年規則第 25 号）
建基法	…	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
建基令	…	建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）
建基則	…	建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）
耐火構造	…	建基法第 2 条の規定によるもの
準耐火構造	…	建基法第 2 条の規定によるもの
防火構造	…	建基法第 2 条の規定によるもの
不燃材料	…	建基法第 2 条、建基令第 108 条の 2 の規定によるもの
準不燃材料	…	建基令第 1 条の規定によるもの
難燃材料	…	建基令第 1 条の規定によるもの
防火設備	…	建基法第 2 条、建基令第 109 条の規定によるもの
特定防火設備	…	建基令第 112 条の規定によるもの
J I S	…	産業標準化法（法律）による日本産業規格
KHK	…	危険物保安技術協会

● 記載例

◇3 製造所 2(1)	…	本審査基準本文中「◇3 製造所」の「2」の「(1)」を示す。
◇6 平成 27 年 4 月 1 日追加	…	本文中「6」を平成 27 年 4 月 1 日に追加したことを示す。
◇(2)平成 27 年 4 月 1 日改訂	…	本文中「(2)」を平成 27 年 4 月 1 日に改訂したことを示す。
◇表 2 平成 27 年 4 月 1 日削除	…	◇本文中「表 2」を 27 年 4 月 1 日削除したことを示す。
★	…	法令等の規程に直接基づくものではないが、過去の事故事例、安全対策等から得た知見による当市の指導事項を記述したものを示す。

● 掲載内容

本審査基準は平成 30 年 12 月時点のものです。その後の法令改正等の内容については、お問い合わせ先にご確認ください。